

JRひがし労仙台 業務部情報

2019年11月30日
N O , 0 2 6
JR東労働組合仙台地本業務部
発行責任者：横山裕介

申8号台風19号被害発生に伴う緊急申し入れ団体交渉①

2項. 避難勧告が発令され自治体の指示に従い避難する場合や遠距離通勤により通勤が困難な場合は、自宅待機や通勤災害による勤務認証等の取り扱いを可能とすること。また、勤務者が希望する場合は年休取得を可能とすること

(組) 単身赴任者が出勤前日に寮に帰るため線区が運転見合わせとなり高速バスを利用したが、バス代が支給されない。当直に連絡した際には何とかしてきてくれという対応。出勤しても仕事はなかった。翌日の当日出勤者に対してはバス代が出る。共通して出す事も考えるべきではないか。

(会) 仕事がないから来なくていいとはならない。その対応の中でどのようなやり取りをしているのかわからない部分はあるが、障害時における他の交通機関で出勤する場合というルールがある。そこは管理者の指針となるものがあり、それに則って指示をしている。管理者の判断で他の交通機関を利用する場合には支給することはできる。

あくまで管理者の指示によるものであるが、状況を伝えていく事で管理者の指示を明確にしていく事を確認しています。列車通勤者は、明確な指示がない場合は、あくまで列車が動くまで待つという選択も必要です。

5項. 今回のように終日運休が決定している場合、運輸職場においては日勤行路等は乗務する列車がないことから勤務解放とすること。また帰宅する交通手段がない場合には、帰宅方法に対しての具体的指示を行うこと。

(組) 今回のケースでは帰宅する際の列車運休が決まっていたため車で出勤している人が多かったが、会社からの指示はなかった。また休勤の臨時ダイヤの人は前泊にきたが運休になったからと帰らされたという事象もあった。おかしいのではないか。

(会) 早めでの判断が難しいこともある。その時の状況で人が必要かそうでないかでの判断したのかと思う。その辺は中身を把握しながら話をしていきたい。

(組) 翌日の終日運休が分かっているために車で出勤したのを現場長が自己責任という返答である。ガソリン代を支給するなどの対応が必要であるのではないか。今回のケースは特殊ではあると思うが、列車通勤者が出勤する際には帰宅の列車が運休になると分かっている状況であった。ガソリン代を支給するのが当然ではないか。会社としてもそういった指示をすべきである。

(会) 職場の駐車場の問題など様々あると思うが、その辺は今後、そういった事も話をしていきたい。支社の中でも統一が難しい部分がある。帰る手段がなくなるのを考えた上で出勤の指示をする必要性は感じている。

今後、同様な事が発生した際には通勤手段についても検討していく事や帰宅する手段がなくなるといった事は考えていく事を確認しています。

8項. 甚大な被害が発生し、職場待機や宿泊地に送り込みを行う際には食料など確保して目的地に向かわせること。

今回のような計画的なものは別としても、予測できない災害等により本来食事すべき所で出来なかった場合の食事購入の出費に対しての支給は、管理者の指示があれば受け取ることが出来ることなどを確認。

職場で不安な事や不明な点があればひがし労役員に相談してください!